

■ 社会保険制度

就業条件が社会保険加入資格を満たす場合、健康保険・厚生年金保険・雇用保険への加入手続きを実施しています。

△▼△▼△ 加入資格 ▼△▼△▼

- ・社会保険（健康保険・厚生年金保険）

1日または1週間の労働時間が、一般正社員の約3/4以上の雇用契約となったとき。

- ・雇用保険

31日以上雇用契約かつ所定労働時間が週に20時間以上であること。

△▼△▼△ 加入手続き ▼△▼△▼

加入対象になった場合は「社会保険加入のお知らせ」をお送りしております。

加入手続きの際には、雇用保険被保険者証・年金手帳・基礎年金番号通知書(※)をお持ちください。

受領した情報と契約内容をもとに、ご本人分の加入手続きを行います。

また、扶養家族がいらっしゃる方は、お手続きが必要ですので別途ご連絡ください。

※年金手帳がオレンジ色の方のみ。

◎ 国民健康保険に加入していた方、被扶養者になっていた方の手続き

新しい健康保険証がお手元に届き次第、国民健康保険証を市（区）役所へ必ず返却してください。

被扶養者になっていた方は、扶養していた方の会社へ申し出て、扶養を抜ける届出を行ってください。

△▼△▼△ 加入手続き加入後、注意いただく事項 ▼△▼△▼

- ・ 氏名や住所が変わったとき
- ・ 被扶養者を追加するとき
- ・ 保険証を破損・紛失したとき
- ・ 契約が終了したとき
- ・ 就業条件が変わり、加入資格を満たさなくなったとき
- ・ 就業条件が変わり、基本給所定労働時間に変動があったとき
- ・ 被扶養者を削除するとき、または認定基準を満たさなくなったときは、変更が必要になりますので必ず弊社までご申告ください。

◎ 主な保険給付

療養の給付

病気やケガをして病院にかかった場合、医療費の7割の給付が受けられる。

傷病手当金

私傷病のために仕事を休み支払いを受けられなかった場合、被保険者と家族の生活を守るために、休業1日につき標準報酬日額の3分の2相当額が支給される。

高額療養費

1ヵ月にかかった医療費の自己負担額が所得区分に応じ定められた度額を超えた場合、超えた分の金額が支給される。

出産育児一時金

1児につき42万円支給される。

出産手当金

原則として産前42日(多胎妊娠は98日、予定日超過日数も支給)～産後56日までの98日間について、休業1日につき標準報酬日額の3分の2相当額が支給される。

退職したとき

喪失するまでに健康保険に継続して1年以上加入（任意継続被保険者期間を除く）していた場合

下記の給付については、条件があえば、被保険者でなくなったあと保険料を納めなくても受けることができます。

仕事を終了したときに傷病手当金を受けている、または支給条件を満たしている場合は、期間が満了するまで支給される。

仕事を終了したときに出産手当金の支給条件を満たしている場合は、産後56日まで受給することができる。

退職後6ヶ月以内に出産した場合、出産育児一時金が受けられる。

次のいずれかの時期に死亡した場合、埋葬料が支給される。

Ⅰ 退職後3ヶ月以内（1年以上の被保険者期間は必要なし）

Ⅱ 傷病手当金、出産手当金の支給を受けている間

Ⅲ これらの給付打ち切り後3ヶ月以内

※ 業務上起こった病気やケガ、あるいは通勤途上の病気やケガについて労災保険が適用される場合、健康保険による診療は受けられません。受診する際は保険証の提示を絶対にしないでください。

主な保険給付についてのお問い合わせは
人材派遣健康保険組合「はけんけんぽ」

T E L : 03-5319-5863

までお願い致します。

SOUNDS  GOOD

GOOD WORK PLAYS A LIVELY TUNE